

奨学金の返還促進に関する有識者会議（第1回）議事録

1. 日時

平成19年10月12日（金曜日）10時 ～ 12時

2. 場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷 芙蓉の間（2階）

3. 議題

（1）奨学金回収の現状と課題について

（2）今後の検討課題について

4. 配布資料

資料1 奨学金の返還促進に関する有識者会議設置要綱

資料2 奨学金の返還促進に関する有識者会議委員名簿

資料3 - 1 奨学金事業の概要

資料3 - 2 平成19年度返還金の回収促進策

参考資料1 JASSO 日本学生支援機構 2007 概要

参考資料2 中期目標、中期計画、平成19年度計画

参考資料3 中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る
独立行政法人等の見直しについて（平成18年12月24日行政改革推進
本部決定）（抄）

参考資料4 整理合理化計画案（平成19年8月末現在）

参考資料5 規制改革推進のための3か年計画（抄）（平成19年6月22日閣議決定）

参考資料6 平成18年度業務実績評価（文部科学省独立行政法人評価委員会）

参考資料7 機関保証制度パンフレット

5. 出席者

市古委員（座長）、加山委員、黒葛委員、小林委員、斉藤委員、白井委員、宗野委員、
濱中委員、藤村委員

（機構）

北原理事長、矢野理事、長谷川理事、大貫理事、佐藤監事、清水参与、栗原政策企

画部長、増子政策企画部総合計画課長、山内総務部長、吉澤財務部長、香川財務部次長、吉村奨学事業部長、二木奨学事業部副部長、菊地奨学事業部奨学事業計画課長、坂下情報部長、大滝情報部システム開発課長

6. 議事

(配布資料に基づき、機構から説明)

委員 銀行業界等の信用情報機関に登録する予定はあるのか。この委員会で検討はしないのか。

現在の貸付総額4兆7000億円について、償却された件数、金額を提示できるのか。

通常民間の場合、債務者の状況に応じた督促や住民票だけを年度ごとに1年に1回だけ追いかけるなど、顧客管理をしながらやっているが、債務者の実態別の情報があるのか。20年間で返すということなので、延滞している人の年齢について、例えば35歳から40歳くらいの人は何人位いるのかなど、実態がもう少し分かるようなデータを示すことはできるか。

債権償却については、償却の基準というものはあるのか。返還者が返しやすい制度について、諸外国の例についても、今回議論される中で検討しておくべきとの観点から伺いたい。

機構 個人信用情報機関への加入については、機構発足時に機関保証制度を導入する際に検討したことはあるが、実現には至っていない。

貸付残高の中に占める償却額については、後日資料を提出させていただく。債務者の区分ごとの実態把握とともに、現行においても債権管理上の破綻先、実質破綻先、破綻懸念先などの整理は行っているところである。償却基準については、後日提示したい。

機構 個人信用情報機関への加入についても、全体の検討の中で議論していただくことは、差し支えない。

委員 私は文部科学省の委託を受け、2年間に渡り、海外のこういった奨学金事業の状況について調査し、本年度5月に報告書を提出した。

今年は、別途、日本学生支援機構の海外調査の一環として韓国の調査を行っており、韓国の状況について、様々なローンの回収スキルについて調査をしている。そ

ここでわかることは、機構の回収業務に係る問題等は、ほとんど海外でも同じような状況にあるということである。クレジットの通告については、多くの国が実施しており、逆に言えば、なぜ日本で実施しないのか不思議だというような気もする。これは、海外の方からも指摘される場所である。

また、住所の把握については、約 4 割がサンプルで住所が分かってないということであり、これについても非常に大きく長期的に考える問題かもしれないが、こうした捕捉システムは、海外のどこの国も問題になっていることである。

もうひとつ大きい問題は、コストのリカバリーというものをどの程度考えるかということであり、海外各国は、当該率をそれぞれ算定しているが、まだ日本で算定していないと思うので、費用対効果という面において早急にやらなければいけないのではないかと考えている。

所得連動型のローンについて、今「大学と学生」という機構の出版物に書いている。当会議にそれを資料として提示できると思うが、その徴収の方法、所得との連動及び一定の所得以下で猶予することは別の問題であり、国によってそのやり方をかなり変えている。

機構の場合、今リレー口座中心で回収を行っているので、源泉徴収するなどについて喫緊の課題ではないと思うが、長期的には考えていくべきかもしれない。

ただ、所得に連動するような形で行うということになると、当然ながら所得の把握は、国税庁との連携というものが必要になるので、もう少し長期的な課題として考えている。また、一定の所得以下で猶予するというようなことについては、もう少し考えていいのではないかと考えている。

償却基準については、私も非常に気になっており、例えば死亡したときの扱いなどについて、具体的に教えていただければと思う。

委員 特に返還率の悪いのが高等学校ということであり、これについて検討の範囲に含めるのか。

また、一般に債権の場合にはいわゆる遅延損害金、返済が遅れた場合にはペナルティがあるわけだが、その現状はどうなっているのか。

機構 高校奨学金については、平成 17 年度以降の入学者について都道府県に移管された。当面当会議の検討事項は、現在機構の行っている事業ということでお考えいただきたい。

機構 延滞金については、延滞額に対して年 10 パーセントの割合で延滞金が付加される。

委員 先ほど返還対象者全体に関わる分析ができるようなデータがあればというような話があったと思うが、とりわけ返還滞納のグループに関してさらに詳細にさせていただくと、なにかヒントが見えるのではないか。

また、機関保証制度については、これが導入されることが回収促進策のひとつに挙げられているが、具体的にどのようなメリットがあるのか、ご説明いただければと思う。

機構 機関保証制度については、学生が自らの意思と責任において誰にも迷惑をかけずに奨学金を借りることができるという制度であり、自立型社会への寄与ということを第一の目的にするものである。返還金回収に対してどのようなメリットがあるのかということに関しては、その保証機関が、返還者が延滞した場合の債権を代位弁済することにより確実な回収がなされるということである。

委員 例えばその中で、返還率とか返還額の中に、どのような形で跳ね返ってくるのか、どのようなメリットが生じるのか。

機構 機関保証制度を導入したのが平成 16 年度であり、その対象者の返還がまだ本格的に始まっていない。従って、代位弁済等もまだ本格的には始まっておらず、実績がないという段階である。

委員 リレー口座については、かなり効果があるものなのか。必ず確実に引き落とされていくとか、あるいは不都合があるということはないのか。

機構 預貯金口座に残高があれば確実に引き落とせるので、非常に効果があるものと考えている。実際、新規返還者の状況をみても、ほとんどの加入者の状況と返還率の状況との間に関連性があると見ることができるものと考えている。

リレー口座への加入をさらに強化していくことは、回収促進上重要であるものと考えている。

委員 リレー口座の中でも引き落とせないことがあると思うが、それについての数字を提示していただきたい。

委員 返還金回収において、いろいろな状況やトラブルに対してどう対処したかということについて、例えばその中でリレー口座に入っている方についての統計など、クロス集計により少し詳しく分析して資料を提示していただければと思う。

機構 趣旨は了解したので、資料の提出に努めたい。

委員 今後、住民票の提出の義務付けについて検討するとのことであるが、これによって住所の捕捉が出来るという観点から導入を検討するのか。

機構 その通り。居住地が分からないと法的処理も実施できないが、住民票を提出させれば、役場照会等により住所の把握は可能となるものと考えている。

委員 奨学金は個人向けの無担保債権として長い間借りていくものであり、最終的には700万円、800万円という額になるであろうから少額とは言えない。

全体の延滞率、逆に言えば返還率だが、決して普通の金融機関の感覚から見て低いとは思わない。残高ベースで見れば3パーセント、4パーセント台なので、そんなにおかしい数字ではない。

今何が問題かということ、未返還額がどんどん膨れ上がって行って、バランスシート上も約614億円になっており、この債権の周辺処理が、償却や債権の売却とも絡むのだろうが、なかなか進んでないことである。

それが一番大きな問題であり、どこの処理が重要かとの観点でいえば、この未返還額の614億円をいかに償却するようにできるかということになると思うので、まずこの614億円の中身としての内訳を示していただきたい。そこが議論のスタートだと考える。

なぜこんなに積みあがっているのかという点を詰めていけば、おのずとして大きな山が崩せて、全体的にもバランスシート上もきれいになり、最終的な数値についても、それなりの見栄えのいいような形になると考える。

また、機関保証制度については、平成16年度に始まったばかりで代位弁済の実績

も無いということであるが、どういう前提で保証料率を算定されたか、どういう制度設計をされたかということを示していただければありがたい。

将来的に保証会社と機構とのバランスは当然必要なので、制度設計についてご説明いただければありがたいと思う。

機構 次回以降、説明させていただく。

委員 機関保証制度については、加入率が現状よりもっと高まれば、現在の保証料がもっと下がる可能性があるということを知ったことがある。

もし、この機関保証制度への加入を必須、つまり 100 パーセント加入ということにすれば、この保証料がどの程度まで軽減されるか。そういった試算も併せて示していただけませんか。

機構 機関保証制度の導入は、奨学生の選択性を広げるという趣旨を背景としたものであり、国会での議論で「機関保証を義務付けるのか。」という質問に対し、義務付けという方向では考えていないというやり取りもあったところである。

それらを踏まえて、私どもとしては、学生の状況に応じて機関保証を選択してもらうことを趣旨として実施しているという状況であるが、分析にあたっては、ご指摘のような観点を含めて考えていきたい。

なお、本格的な機関保証による代位弁済については今後ということになるが、昨年度で約 10 件程度、代位弁済を実施しているという状況である。